

社会福祉法人 米沢栄光の里 行動計画

全ての職員がその能力を十分に発揮できる雇用環境を整備し、子育てと仕事の両立させることができ、また、女性が活躍できる職場にするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 平成 31 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日

2. 目標と取組内容

目標 1 : 年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均 12 日以上とする

〈取組内容〉

- ・平成 31 年 4 月～ 職員の年次有給休暇の取得状況の実態を把握する
アンケート等も実施し職員の意識調査も行う
- ・平成 31 年 8 月～ 法人内の検討委員会にて検討を開始する
- ・平成 32 年 4 月～ 有給休暇取得状況をとりまとめ、取得推進のための取組を開始する

目標 2 : 各事業所の月平均時間外を 5 時間以内、役職職員の月平均時間外を 8 時間以内に削減する。

〈取組内容〉

- ・平成 31 年 4 月～ 職員の所定外労働の現状場を把握する
- ・平成 31 年 10 月～ 各事業所において、属人的な業務体制を見直し、業務をカバーできる体制を整備する
- ・随 時 残業が一定時間数を超えた場合、当該職員・上司に対して通知する

目標 3 : 育児休業の取得を推進する

〈取組内容〉

- ・平成 31 年 4 月～ 育児休業における職員の意識調査を行い、育児と仕事の両立についての職場環境のアセスメントを実施する
- ・平成 31 年 10 月～ 育児休業から復帰しやすい職場環境を整える
法人内に子育て・仕事の両立に関する相談窓口を設置する
- ・随 時 出産を控えている職員に対して、育児休業制度について個別に説明会を開催し、育児休業の所得を推進する。